

財形給付金・基金及び財形関係助成金制度の論点

1 背景

「行政改革の重要方針（抄）」（平成17年12月24日閣議決定）においては、「労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計で経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。」とされている。

2 具体的な論点

- （1）財形関係助成金（財形助成金、財形基金設立奨励金、財産形成貯蓄活用助成金、中小企業財形共同化支援事業助成金）の中には、利用実績が少ないものや実効が上がっていないものも見られるが、中小企業対策としての必要性も含めて、今後どのようにすべきか。

（参考）平成16年度実績

○財形助成金	18件	1,863千円
○財形基金設立奨励金	0件	0千円
○財産形成貯蓄活用助成金	749件	11,381千円
○中小企業共同化支援事業助成金	25件	98,040千円

- （2）現行の中小企業財形共同化支援事業助成金は、事務代行制度の普及を図ることを目的とするものでありながら、これまで指定された事務代行団体の代行実績を見ると十分とはいえないことから、今後どのようにすべきか。
- （3）今後、中小企業への財形制度の普及促進を効果的に行うためには、どのようにすべきか。その際、民間の福利厚生アウトソーシング会社を活用できないか。